

事務局ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください（全2枚）

新潟高教組

10.23 県人勧速報

2020年10月27日 全組合員配布

一時金引下げ勧告

臨時的賃金削減の影響完全無視!!

※国同様一時金先行の勧告・月例給等は別途勧告

県人事委員会は10月23日、県議会及び知事に対し、本県職員の期末・勤勉手当の改定勧告を行った。地公労はこれまで人事委員会と2回交渉し、県職員の生活改善につながる勧告を求めている。しかし今回の引下げ勧告は、昨年の勧告ですでに国よりも低い4.45月となっていたこと、臨時的賃金削減を受けている職員の実支給額で比較するよう求めてきたことが全く勘案されず、非常に不満な結果となった（別紙地公労声明参照）

【「給与勧告（期末・勤勉手当）」のポイント】

1 職種別民間給与実態調査

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内1,119民間事業所から人事院が無作為に抽出した、255事業所を対象に調査を実施。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナス等に関する調査を郵送等の実地によらない方法で先行実施（調査期間：6月29日～7月31日 完了率77.5%） ※月例給に関する調査：8月17日～9月30日（ボーナス）昨年8月から本年7月までの1年間の民間支給実績と職員支給月数を比較

民間の支給割合（A）	職員の支給月数（B）	差（A）－（B）
4.40月	4.45月	▲0.05月

2 ボーナスの改定

民間における特別給の年間支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引下げ、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映。（4.45月分→4.40月分）

[期末・勤勉手当の支給月数（一般職員）]		6月期	12月期
20年度	期末手当	1.30月（改定なし）	<u>1.25月（現行1.30月）</u>
	勤勉手当	0.925月（改定なし）	0.925月（改定なし）
21年度以降	期末手当	<u>1.275月</u>	<u>1.275月</u>
	勤勉手当	<u>0.925月</u>	<u>0.925月</u>

3 給与勧告による職員給与

行政職給料表適用職員（5,829人、平均年齢43.9歳）の平均年間給与は以下の通り

[勧告による年収への影響]	勧告前の年間給与	勧告後の年間給与	勧告の影響額（率）
臨時削減前	6,194,000円	6,174,000円	20,000円（▲0.3%）
臨時削減後	6,024,000円	6,005,000円	19,000円（▲0.3%）

【今後の2020秋年末確定闘争の予定】予備交渉が終わり次第、案内文書を出してまいります

地公労確定交渉 ①10月29日（木） ②11月10日（火） ③11月16日（月）

地区地公労決起集会 11月24日（火）～12月11日（金）

新教連確定交渉 ①11月5日（木） ②11月12日（木）

【緊急とりくみのお願い】

指示第62号（本日発出）「一時金引き下げ勧告に対するFAX行動」をお願いいたします。とりくみ期間が短いため、新高教HPからの指示文書ダウンロードもご活用ください。

地公労は給与の臨時的削減交渉合意の際に、マイナス人勧への配慮を県当局と確認しています。今後行われる、地公労確定交渉で追求し、職員の生活を守る闘いを進めていきます。